

観光振興財源検討専門委員会 委員の報告について

令和7年4月

長崎県 文化観光国際部 観光振興課

観光振興財源検討専門委員会の委員報告

決定(指名)のポイント

- ・今後の観光振興に必要なとなる安定的な観光振興財源について、県観光審議会で議論していく観光振興施策の方向性に沿って、最適な確保手法やその財源の具体的な使途などの制度設計に向けた専門的な知見が必要
- ・各専門分野の見識者8名を委員長へご相談し決定(指名)
- ・このほか、オブザーバーとして長崎県市長会及び長崎県町村会から参画

専門分野	委 員
税・財政	[学識経験者] 東京大学名誉教授 神野 直彦 氏
地方行政	[学識経験者] 西南学院大学教授 勢一 智子 氏
宿泊	[県内の宿泊事業者の代表] 長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合 専務理事 塚島 宏明 氏
観光	[県内の観光活性化にかかる事業を行う団体] (一社)長崎県観光連盟 専務理事 明石 克磨 氏
観光	[観光分野(全国的知見)に精通する調査分析機関] (株)JTB総合研究所 フェロー 山下 真輝 氏
観光	[観光分野(地域内知見)に精通する調査分析機関] (財)ながさき地域政策研究所 理事長 鶴田 貴明 氏
地域経済	[地域経済の見識者] 長崎県商工会議所連合会 専務理事 松永 安市 氏
地域経済	[地域経済の見識者] 長崎県商工会連合会 専務理事 宮崎 浩善 氏
オブザーバー	
長崎県市長会、長崎県町村会	

スケジュール(案)

月	会議開催予定
4月	第1回審議会 (専門委員会 委員報告)
5月	第1回専門委員会(上旬で調整中) 本県観光の現状・課題、施策の方向性、観光振興財源の比較検討など
6月	第2回専門委員会 具体的な使途、予算規模、制度設計
7月	第3回専門委員会 前回の議論の状況に応じて検討
8月	第2回審議会 (専門委員会 検討状況報告)
9月	
10月	第4回専門委員会 必要に応じて以降も開催 第3回審議会 (専門委員会 検討状況報告)
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

長崎県観光振興財源検討専門委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新たな観光振興財源の導入に向けて検討を深めるため、長崎県観光振興条例(平成18年10月13日長崎県条例第56号)第21条及び附属機関等の設置及び運営に関する要綱第5条第1項の規定に基づき設置する長崎県観光振興財源検討専門委員会(以下「委員会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、別紙に定める委員で構成する。
2 長崎県市長会、長崎県町村会は、オブザーバーとして委員会に参画することができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、原則として1年とし、再任又は延長を妨げない。
2 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。
2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議運営)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員は、知事が招集する。
2 委員長は、会議の議長となる。
3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
5 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述や必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、文化観光国際部観光振興課内に置く。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和7年4月24日から施行する。